

「特許登録令施行規則等の一部を改正する省令案」に対する意見の募集結果について

令和 3 年 6 月 11 日

特 許 庁

「特許登録令施行規則等の一部を改正する省令案」について、意見募集を実施いたしました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

意見募集の期間：令和 3 年 5 月 27 日（木）から令和 3 年 6 月 2 日（水）

意見募集の対象：

1. 改正対象省令

- ・ 特許登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 33 号）
- ・ 実用新案登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 34 号）
- ・ 商標登録令施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 36 号）

2. 主な改正内容

以下の様式から押印欄を削除するとともに、関係する規定について所要の整備を行う。

- ・ 特許登録令施行規則様式第 7 から様式第 18 まで
- ・ 実用新案登録令施行規則様式第 6
- ・ 商標登録令施行規則様式第 6 から様式第 8 まで

意見募集の方法：電子政府総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見募集の結果

御意見数：2 件

御意見に対する考え方：別紙のとおり

3. 改正省令の公布・施行

公布日：令和 3 年 6 月 11 日（金）

施行日：令和 3 年 6 月 12 日（土）